

三原市生成 AI サービス提供業務提案依頼説明書

- 1 業務の名称
三原市生成 AI サービス提供業務
- 2 担当課
三原市デジタル化戦略監デジタル化戦略課
- 3 調達の方法
総合的な評価による公募型プロポーザル方式
- 4 システムの要件、業務の内容
三原市生成 AI サービス提供業務仕様書のとおり
- 5 参加資格条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定にいずれも該当していないこと。
 - (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続の開始がなされていないこと。
 - (3) 建設業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）第 14 条の規定を準用する別表に該当しないこと。
 - (4) 本市の「令和 6～8 年度物品調達等競争入札参加資格登録業者名簿」の「種目：26 情報・通信関係 品目 1：システム設計・開発、品目 2：システム保守・管理」のいずれにも登録のある業者であること。なお、本市に当該登録がない場合は、本市が求める時期までに次の書類を提出すること。
 - ア 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）
 - イ 印鑑証明書
 - ウ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近 1 年分）
 - エ 本市に対して税の滞納が無い証明（納税義務がある場合に限る。）
 - (5) 本市に対する債務に滞納がないこと。
 - (6) 次に掲げる事項について承諾又は順守すること。
 - ア 本市が優先契約候補者を選定後、当該者と協議の上、提供内容を確定させること。
 - イ 提案に係る一切の費用は、提案者の負担となること。
 - ウ 提出した書類等については、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号）に基づき公開すること。
 - エ 本市に対する債務がないことを本市が調査すること。
 - オ 締切り期限経過後の提出は認めないこと。
 - カ 提出物の変更又は返却は認めないこと。

キ 仕様に不適合な事項がある場合で、提案書に不適合事項として記載がないときは、全て仕様に適合しているものとして審査するため、仕様に適合させるために追加となる費用を負担すること。

ク 審査の結果は、本市ホームページに掲載すること。

ケ 提供する全ての情報について、提案に関与しない第三者に漏洩しないこと。

コ 提案依頼参加申込書を提出した以降に、本市から依頼した以外の営業行為及び庁舎外での折衝等（第三者を介するものを含む。）を行わないこと。

6 日程

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 公募（参加申込み受付）開始 | 令和6年9月2日（月） |
| (2) 仕様書等に関する質問受付期限 | 令和6年9月10日（火）12時 |
| (3) 仕様書等に関する質問に対する回答 | 令和6年9月13日（金） |
| (4) 参加申込み及び提案書等の受付期限 | 令和6年9月20日（金）17時 |
| (5) 選定結果通知 | 令和6年10月初旬予定 |
| (6) 契約締結予定日 | 令和6年10月初旬予定 |

7 提案手続きの詳細

(1) 書類の提供

提出様式については、本市ホームページからダウンロードすること。

(2) 仕様書等に関する質問

提供する資料に関する質問がある場合は、標題を「三原市生成AIサービス提供業務に関する質問」とし、様式1：質問表を添付して、電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答

提出のあった質問に対する回答は、市ホームページに掲載する。

(4) 参加の申込み

期限までに、「様式2：提案参加申込書」に代表取締役等の契約権限を有する者が記名して郵送又は電子メールで提出すること。ただし、受領した旨の通知はしない。

(5) 提案書等の提出

次に掲げる資料を電子メールに添付して（PDF及び提供したファイル形式の2種類、ただし、ア及びエは任意様式でPDFのみ。）提出すること。

ア 提案書

(ア) 仕様書及び機能要件等一覧表に記載のない、又は特徴的な機能を記載すること。

(イ) 実装予定の機能があれば記載すること。

- (ウ) 提案サービスに操作研修等を含める場合は記載すること。
- (エ) 運用支援に関することを記載すること。
- (オ) 仕様に適合しないものがあれば記載すること。
- イ 様式 3：機能要件等一覧表
- ウ 様式 4：見積書
- エ 詳細見積書
- (6) 提案書等の疑義の解決
 - 提出のあった提案書並びに様式 3 及び様式 4 に関する不明点を解消するため、電子メールにより質問することがある。
- (7) 優先契約候補者及び次点者の選定
 - ア 提出のあった様式 3 及び様式 4 に基づいて形式的な審査に加えて、本市職員で構成する選定委員会において、提案書の内容を総合的に評価し、優先契約候補者及び次点者を選定する。
 - イ 審査の結果は、いずれの場合であっても、参加申込みのあった者全てに電子メールで通知する。
- 8 契約相手決定
 - (1) 前項(7)で決定した優先契約候補者と契約に向けた協議を実施し、仕様、スケジュール、契約額等の条件で合意した場合は契約を締結する。合意に至らない場合は、優先契約候補者とは契約を締結せず、次点者と同様の協議を実施する。ここで合意しない場合は、本プロポーザルによる契約は不成立とし、別途、再調達を実施する。
 - (2) 契約に至った場合は、次に掲げる事項は、本市ホームページに掲載する。
 - (ア) 契約の相手方
 - (イ) 契約金額
 - (ウ) 審査結果（契約の相手方以外の参加者は匿名とする。）
 - (エ) 選定委員会議事録
- 9 契約及び支払
 - (1) 契約に関する事項
 - ア 本業務に係る契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする。
 - イ 再委託は原則認めないが、事前に文書等により本市の承認を得た場合はその限りでない。ただし、本市が要求する再委託先に関する情報を提供すること。
 - ウ 再委託先からの更なる再委託は一切認めない。

- エ 再委託先の作業等について、一切の責任を受注者が負うこと。
- オ 受注者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者から損害賠償請求を受けた場合は、契約額等に関わらず、相当因果関係の範囲内で損害賠償を支払うこと。

(2) 支払に関する事項

- ア 本契約に基づく費用のうち導入経費に係るものは、検収後に支払うものとする。
- イ 保守、運用に基づく費用は、月払いとする。ただし、協議により変更できるものとする。

10 問合せ先

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市デジタル化戦略監デジタル化戦略課

TEL：0848-67-6010（直通）

電子メール：joho@city.mihara.hiroshima.jp